

「知的財産推進計画2009」の進捗状況について<sup>1</sup>2009年12月8日  
知的財産戦略推進事務局**1. イノベーション促進のための知財戦略の強化**

技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築については、先端医療分野の特許保護対象を拡大・見直しする審査基準の改訂（11月）、グリーン早期審査の試行開始（11月）などの成果が得られている。また、特許審査の処理も計画通り進められている。

特許制度の総合的な見直し、オープン・イノベーションの進展に対応した環境整備、知財活用人材の育成の在り方については、特許庁等において課題の整理を進めているところ。

産学連携機能や革新的な知的財産の創造基盤・支援体制の強化については、関連事業の再精査と必要な見直しが行われている。

今後は、我が国の持つ優れた知的財産を我が国の国際競争力強化に結びつけることを目指し、イノベーション促進のための施策をさらに推進していくことが重要である。産業革新機構を設立し、企業や大学等に分散する技術・人材等を柔軟に組合せ、新たな付加価値を創出する取組みを資金面から支援する体制の構築を進めているが、中小企業・大学等の知的財産の総合プロデュース機能を抜本的に強化し、中小企業の知財活用や大学発の研究成果の活用を促進することが喫緊の課題である。

〔関連予算の状況<sup>2</sup>〕

技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度の構築、大学・中小企業等の知的財産の総合プロデュース機能の抜本的強化 等

(21年度予算額)

(22年度概算要求額)

585 (3,767)

→

748

**2. グローバルな知財戦略の強化**

世界知財システムの構築等に向けた取組の強化については、国際的な特許審査の迅速化・効率化を目的とした特許審査ハイウェイ（PPH）の対象国を拡

<sup>1</sup> 本資料は、「知的財産推進計画2009」のうち主要項目について事務局が各省からヒアリングを行った結果をまとめたもの。

<sup>2</sup> 単位は億円。独立行政法人運営費交付金の内数としての額は含んでいない。

また、21年度予算額のうち、カッコ内の値は執行見直し後の補正予算額を含んだ値（以下同じ）。

大（本年度までに11ヶ国と試行開始済み、欧州特許庁と来年1月開始予定）するとともに、特許協力条約（PCT）に基づく出願については、国内審査を待たずともPPHを利用可能とした（日米欧間で来年1月29日運用開始予定）。

海外での模倣品・海賊版対策の強化については、ネット上の違法コンテンツ対策を含む模倣品・海賊版拡散防止条約（ACTA）の早期妥結に向けた議論を我が国が主導している。また、日中知的財産権ワーキンググループを初開催し、中国政府に対する知財保護の働きかけを強化している。

海外展開や海外リソースの活用促進については、我が国の地名等に係る商標登録問題について「農林水産保護コンソーシアム」を設置する等の進展が見られる。

今後は、ACTAの早期妥結に向けた取組をさらに加速するなど、模倣品・海賊版・違法コンテンツを排除するための取組を一層強化することや、中小企業の海外展開を知財面で支援すること等により、我が国の企業のグローバルな事業展開を促進することが重要な課題である。

#### 〔関連予算の状況〕

海外での模倣品・海賊版による被害を低減させるための取組強化 等	
(21年度予算額)	(22年度概算要求額)
224 (235)	→ 231

### **3. ソフトパワー産業の成長戦略の推進**

ソフトパワー産業の振興については、アニメ分野の人材育成などの新たなクリエイター支援等が概算要求される等の強化措置が講じられている。しかし、地域におけるソフトパワー産業の育成やコンテンツの円滑な流通を可能とするための各データベースの連携等については、事業の再構築が課題となっている。

ソフトパワー産業の海外展開・発信の強化については、「ジャパンエキスポ」（パリ・7月）や「コフェスタ」における各省連携等の成果もあがっているが、ソフトパワー産業分野の熾烈な国際競争の中で、各事業をさらに効率的に推し進めていくことが必要である。

デジタル・ネット時代に対応した知財制度等の整備については、文化庁が所在不明の実演家に関する裁定制度を整備するとともに、一般的権利制限規定（日本版フェアユース規定）に関しても文化審議会著作権分科会において具体的検討を開始しており、その成果が期待される。また、映像コンテンツ権利処理機構の設立や放送コンテンツの二次利用のための契約ガイドラインの作成に関しては、民間による取組の支援を行った。さらに、民間における取組として、放送番組のオンデマンド配信が拡大しつつある。他方、著作権法

の間接侵害、私的録音録画補償金制度、著作権保護期間の在り方については、関係者間の信頼関係の醸成に努めながら、今後、これらの議論を進めていくことが必要である。

〔関連予算の状況〕

クリエイターの創作環境の充実、ソフトパワー産業の海外展開の強化等

(21年度予算額)		(22年度概算要求額)
547 (738)	→	737

#### **4. 知的財産権の安定性・予見性の確保、利用者ニーズに対応した知財システムの構築**

知的財産権の安定性・予見性の確保については、特許の無効性を特許庁の無効審判と特許侵害訴訟の両者によって争うことができる「ダブルトラック」の問題等に関し、特許庁において問題の整理を行っている。また、無効判断の要因分析調査、中国韓国の文献検索システム開発及び特許文献と非特許文献のシームレス検索システムの検討を進めている。特許審査基準等の改訂にあたっては、審査基準専門委員会等の開催、パブリックコメントの募集など着実に実施しているところである。

利用者ニーズに対応した知財システムの構築については、特許庁関係施策に対するニーズ収集及びその結果を踏まえた改善作業、著作権の登録制度の電子化、種苗法関係のパンフレット・手引書等の整備などについて、着実な進展が見られた。

(21年度予算額)		(22年度概算要求額)
16 (16)	→	11

#### **5. 「知的財産推進計画2009」関係予算総額**

「知的財産推進計画2009」の進捗状況としては、一部の項目において事業の再構築が必要となっているものが見られるが、おおむね順調に進捗している。今後とも引き続き、「知的財産推進計画2009」の進捗状況をフォローしていくことが必要である。

(21年度予算総額)		(22年度概算要求総額)
1,372 (4,756)	→	1,726